

個人情報保護規則（規則第九十八号）中一部改正

個人情報保護規則（規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「又は一年以内の個人情報保護法第二条第七項の規定に基づき個人情報保護法施行令第五条で定める期間以内に消去することとなるもの」を削り、同条第七号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 仮名加工情報 個人情報保護法第二条第九項に規定する仮名加工情報をいう。

第六条第二項中「個人情報取扱事業者」の下に「（個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（不適正な利用の禁止）

第六条の二 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しない。

第十条中「き損」を「毀損」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（漏えい等の報告等）

第十二条の二 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護法施行規則第六条の二で定めるものが生じたときは、個人情報保護法施行規則第六条の三で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する。ただし、本会が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護法施行規則第六条の四で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合（同項ただし書の規定による通知を行った場合を除く。）には、本会は、本人に対し、個人情報保護法施行規則第六条の五で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第十三条第二項中「（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第七条第一項の規定に違反して取得したものの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

第十三条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

第十三条第二項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名

第十三条第二項に次の一号を加える。

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第七条で定める事項

第十三条第三項中「前項第二号、第三号又は第五号」を「前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号」に、「変更する場合は、変更する内容」を「変更しようとするときはあらかじめ、その旨」に改め、「、あらかじめ」を削り、同条第四項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「名称」の下に「及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条及び第十三条の四第一項第一号において同じ。）の氏名」を加え、同条第五項中「利用する者の利用目的又は」を削り、「若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ」を「、名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について」に改める。

第十三条の二中「個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護法施行規則第十一条」に改め、「ものを除く。以下この条」の下に「及び第十三条の五第一項第二号」を、「相当する措置」の下に「（第三項において「相当措置」という。）」を加え、

「第十一条」を「第十一条の二」に改め、「者を除く。以下この条」を「者を除く。以下この項及び次項並びに同号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 本会は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護法施行規則第十一条の三で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供する。

3 本会は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護法施行規則第十一条の四で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する。

第十三条の三第一項中「次条」の下に「（第十三条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同項ただし書中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十三条の四第一項第一号中「（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）」を削る。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

（個人情報関連情報の第三者提供の制限等）

第十三条の五 本会は、第三者が個人情報保護法第二十六条の二第一項に規定する個人情報関連情報（同項に規定する個人情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護法施行規則第十八条の二で定めるところにより確認することをしない。当該個人情報関連情報を当該第三者に提供しない。

一 当該第三者が本会から個人情報関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護法施行規則第十一条の三で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第十三条の二第三項の規定は、前項の規定により本会が個人情報関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、

本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する」とあるのは、「講ずる」と読み替えるものとする。

3 前条第二項の規定は本会が個人情報保護法第二十六条の二第一項に規定する確認を受けた場合について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定により本会が確認する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

第十四条第一項第一号中「名称」の下に「及び住所並びに代表者の氏名」を加え、同項第三号中「次条第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改める。

第十五条第一項中「開示」を「電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護法施行規則第十八条の六で定める方法による開示」に改め、同条第二項中「個人情報保護法施行令第九条で定める方法」を「同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法)」に改め、同条第三項中「全部又は」を「全部若しくは」に、「とき又は」を「とき」、「ときは」を「とき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第十三条の三第一項及び第十三条の四第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令第九条で定めるものを除く。第十九条第二項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

第十七条第一項中「第六条」の下に「若しくは第六条の二」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第五項中「第一項」及び「第三項」の下に「若しくは第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データを本会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第十二条の二第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行う。

ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第十八条中「第十五条第三項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「前条第五項」を「前条第七項」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第十九条第一項中「第十五条第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)」を加え、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「を特定する」を「又は第三者提供記録を特定する」に、「の特定」を「又は当該第三者提供記録の特定」に改める。

第二十条の五を第二十条の七とし、第二十条の四を第二十条の六とし、第二十条の三を第二十条の五とする。

第二十条の二第一項中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改め、同条を第二十条の四とし、第二十条の次に次の二条を加える。

(仮名加工情報の作成等)

第二十条の二 本会は、仮名加工情報(個人情報保護法第二条第十項に規定する仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護法施行規則第十八条の七で定める基準に従い、個人情報を加工する。

2 本会は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第十八条の八で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じる。

3 本会は、第六条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第五条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱わない。

4 仮名加工情報についての第八条の規定の適用については、同条第一項、第三項

及び第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

5 本会は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努める。この場合においては、第九条の規定は、適用しない。

6 本会は、第十三条第一項及び第二項並びに第十三条の二第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しない。この場合において、第十三条第四項中「前三項」とあるのは「第二十条の二第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第五項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と、第十三条の三第一項ただし書中「第十三条第一項各号又は第四項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第十三条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第十三条の四第一項ただし書中「第十三条第一項各号又は第四項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第十三条第四項各号のいずれか」とする。

7 本会は、仮名加工情報を取り扱うに当たつては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合しない。

8 本会は、仮名加工情報を取り扱うに当たつては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護法施行規則第十八条の九で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第五条第二項、第十二条の二及び第十四条から第二十条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第二十条の三 本会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供しない。

2 第十三条第四項及び第五項の規定は、本会が仮名加工情報の提供を受ける場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは「第

二十条の三第一項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第五項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。

3 第十条から第十二条まで、第二十一条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第十条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

附 則

1 第二条第五号、第七号及び第八号、第六条第二項、第六条の二（新設）、第十条、第十二条の二（新設）、第十三条第二項、第三項、第四項第三号及び第五項、第十三条の二、第十三条の三第一項、第十三条の四第一項第一号、第十三条の五（新設）、第十四条第一項第一号及び第三号、第十五条、第十七条第一項及び第五項から第七項まで、第十八条、第十九条第一項及び第二項並びに第二十条の二から第二十条の七までの改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 個人情報保護規則（規則第九十八号）は、この改正規定によってまず改正され、次いでこの改正規定と同日施行の同規則中一部改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）関係）附則第一項の改正規定によって改正されるものとする。